

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
函館臨床福祉専門学校		平成9年3月14日		佐藤久道		〒041-0806 北海道函館市美原1丁目15-1 (電話) 0138-43-1177																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻英蔵		〒063-0034 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																					
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																			
教育・社会福祉		専門課程		介護福祉士科		平成6年文部省告示第84号		—																			
学科の目的		本学科は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会奉仕できる介護、社会福祉分野のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。																									
認定年月日		平成27年2月17日																									
修業年限		昼夜		講義		演習		実習		実験	実技																
2年		昼間		2031時間		1125時間		450時間		456時間	0時間	0時間															
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数																	
80人		27人		1人		8人		10人		18人																	
学期制度		■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価は定期試験、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動から得られる評価資料(レポート等)に基づいて総合的に行う。 科目の成績の総合評価は100点法をもって行う。 科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の5段階。																					
長期休み		■学年始:4月1日～4月4日 ■夏季:7月30日～8月23日 ■冬季:12月23日～1月16日 ■学年末:3月18日～3月31日		卒業・進級条件		校長は教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。 所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書を授与する。																					
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 欠席は無断欠席を認めず、必ずその理由を明確にするようにしている。この結果、長期欠席になる学生はいない。健康上の理由等で長期欠席に至る場合には、月に1回以上連絡を取り、近況を把握するとともに常に保護者との連携をもって学生本人に資するよう支援を行っている。		課外活動		■課外活動の種類 ボランティア活動 アルバイトの紹介  有 ■サークル活動: ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年6月1日時点の情報)																					
就職等の状況※2		■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 介護福祉施設、訪問介護事業所、他 ■就職指導内容 卒業学年に向けた就職ガイダンスの実施、個別就職相談会の参加指導、個別就職指導等 ■卒業生数: 8人 ■就職希望者数: 8人 ■就職者数: 8人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 100% ■その他 ・進学者数: 0人  (平成30年度卒業生に関する令和1年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p>						資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	8人	8人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
介護福祉士	②	8人	8人																								
中途退学の現状		■中途退学者 6名 平成30年4月1日時点において、在学者28名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者22名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ・健康上の理由、進路変更 ■中退率 21% ■中退防止・中退者支援のための取組 ・新学期後すぐに、担任がクラス全員と個別面談を行い学生理解を深める。その後、校長との個別面談を行い、違う視点で学生理解を図るようになっている。その後、校長とクラス担任で学生の情報に関する確認を行っている。 ・教員と学生の距離感を適切に保つことで相互に話しやすい雰囲気をつくることに努めている。 ・中退の申し出があった場合には、担任が学生との面談を実施して、事情を確認するとともに保護者へ連絡し、担任と学生係との連携により三者(学生、保護者、学校)面談を行う。その後、校長との最終面談を行う。 ・配慮が必要な学生の状況は、毎月の職員会議において学生係より報告され、すべての教職員が情報を共有することで中退防止に向けた支援体制を構築している。																									

経済的支援制度	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: <b>有</b>・無          特別経済支援制度: 修学意欲が高く成業の見込みがある方で、個人住民税所得割が非課税の世帯など経済的な理由により就学困難な事情のある方を対象に年1回20万円を支援する制度          子弟入学者支援制度: 本学の各専門学校・専門課程在学学生または卒業生及び看護科2年課程(通信制)の在籍または修了者の親・子・兄弟・姉妹で、本校の入学試験に合格した方に対して、授業料の一部10万円を減免する制度          特別経済支援制度: 修学意欲が高く成業の見込みがある学生で、個人住民税所得割が非課税の世帯など経済的な理由により就学困難な事情のある方を対象に年1回20万円を支援する制度          西野学園学費支援制度: 経済的な理由から授業料等学校納付金の納入が困難な状況の学生で、学業成績が平均水準以上であり日常生活態度が良好な学生に対して、年1回、第三期学校納付金額を上限として支援を行う制度</p>
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: <b>有</b>・無</p>
当該学科のホームページURL	<p>URL: <a href="http://www.nishino-g.ac.jp">http://www.nishino-g.ac.jp</a></p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

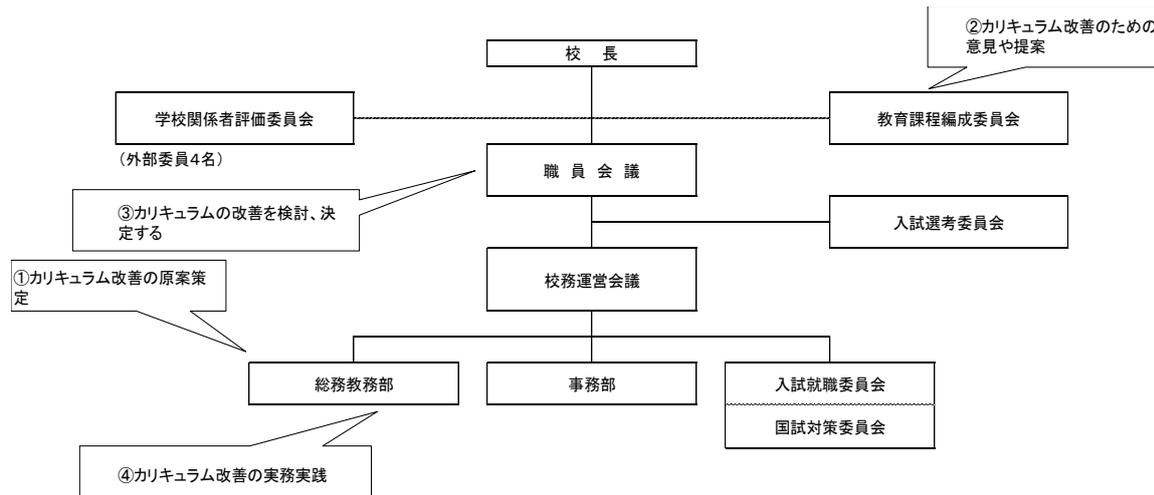
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は(授業科目の開設や授業内容・方法の工夫・改善等を含む)、関係法令を遵守し編成されなければならない。本校では、前述の事はもちろん、学生の実態・社会福祉施設等の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重な議論を経て、職員会議において決定される。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会等では社会福祉施設等の要望について、実習に関する詳細な打ち合わせや就職に関する情報交換等の場を利用してヒアリングを行い、その結果を会議で報告、全教職員にフィードバックして教育課程の編成に反映させている。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
廣畑 圭介	国立大学法人北海道教育大学教育学部函館校国際地域学科 講師	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	②
祐川 暢生	社会福祉法人侑愛会 侑愛荘 施設長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	③
佐藤 久道	函館臨床福祉専門学校 校長		
加々谷 紀代美	函館臨床福祉専門学校 学科長(介護福祉士科・社会福祉科)		
太田 和伸	函館臨床福祉専門学校 副主任(介護福祉士科)		
井上 健太	函館臨床福祉専門学校 副主任(社会福祉科)		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)の委員会の実施。

(開催日時(実績))

第1回 平成30年9月4日(火) 15:30～17:30 本校校長室

第2回 平成31年3月19日(月) 13:30～15:30 本校校長室

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

卒業予定者に対して在学中の学校満足度を調査した結果、科目内容の見直しをした。就職後即戦力となる人材の育成のために演習・実習の改善等についての意見をいただき一部取り入れた。「介護福祉総論」においては介護福祉士国家試験対策について出題傾向に合わせたカリキュラム編成・指導内容を変更した。また外国人留学生を受け入れたことで教材や授業展開について随時検討を行っている。

## 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

### (1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱは、厚生労働省から通知されている「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に則り展開し、下記の5項目を基本方針としている。

- 1 現場体験を通じて介護福祉士として仕事する上で必要な「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
- 2 「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、介護業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
- 3 職業倫理を身につけ、介護福祉士としての自覚に基づいた行動ができるようにする。
- 4 具体的な体験や活動を、専門援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
- 5 関連分野の専門職との連携及びその具体的内容を理解する。

本校の授業での講義に加え、実際の現場での実習を実施することにより、さらに専門職の知識・技能の習得や介護福祉分野について理解を深められることになる。

### (2) 実習・演習等における企業等との連携内容

本学科は1年次にデイサービスセンター、グループホーム、障がい者支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等において、216時間の介護実習Ⅰを実施している。また、2年次には介護老人福祉施設や介護老人保健施設等において240時間の介護実習Ⅱを実施している。介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱにおいては、約半年前より実習の受け入れの依頼を行い、その際実習等の確認をする。実習先に学生の配置が決定した後、本校から実習先へ学生の情報を連絡するとともに事前に実習指導者と教員が面談してその詳細の確認をする。実習が開始すると毎週の巡回指導においては、実習指導者と学生に実習経過の報告を求め、実施状況と課題の確認を行っている。

介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱともに2回の帰校日を実習の半ばに設けており、巡回指導ではできなかった実習経過の報告と実施状況と課題の確認を行い、必要に応じて実習指導者と実習内容等について協議、依頼している。実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめており、介護実習Ⅱにおいては介護実習Ⅱ報告集録を作成して全学生および実習指導者に配布している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
<p>介護実習Ⅰ</p>	<p>個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。</p>	<p>介護老人福祉施設函館共愛会愛泉寮・特別養護老人ホーム幸成園・特別養護老人ホーム函館はくあい園・特別養護老人ホーム厚生園・特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘・森町立特別養護老人ホームさくら園・特別養護老人ホーム恵楽園・特別養護老人ホーム松前南殿荘・特別養護老人ホーム知内しおさい園・特別養護老人ホームかみのくに荘・特別養護老人ホームかみし荘・特別養護老人ホーム豊寿園・特別養護老人ホームあつさぶ荘・特別養護老人ホーム旭ヶ岡の家・特別養護老人ホーム清華園・介護老人保健施設もも太郎・特別養護老人ホームみなみかやべ荘・特別養護老人ホームえさし荘・乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘・特別養護老人ホームきたひやま荘・渡島リハビリテーションセンター特別養護部・特別養護老人ホームももハウス・特別養護老人ホーム潮寿荘・介護老人福祉施設ゆうりん・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉・介護老人保健施設ジョイウェルズ桔梗・老人保健施設あかまつの里ななえ・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・介護老人保健施設響の杜・介護老人保健施設コミュニティホーム八雲・介護老人保健施設グランドサン亀田・介護老人福祉施設シンフォニー・特別養護老人ホーム松涛・介護老人福祉施設福寿荘さくら館・特別養護老人ホームつれづれの郷・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・介護老人保健施設いなほ・介護老人保健施設ゆとり・介護老人保健施設カタセールえさし・特別養護老人ホーム大成長生園・特別養護老人ホーム陽光園・特別養護老人ホーム長万部慈恵園・特別養護老人ホームシャリテさわら・美ヶ丘敬楽荘デイサービスセンター・恵山恵愛会デイサービスセンター・鹿部老人デイサービスセンター・デイサービスセンターこうせいえん・デイサービスセンターシャリテさわら・デイサービスセンター函館はくあい園・デイサービスセンター陽光園・老人デイサービス事業清華園・デイサービスセンターみなみかやべ荘・在宅ケアセンターレール旭ヶ岡の家デイサービスセンター・介護老人保健施設響の杜通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション事業所もも太郎・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯通所リハビリテーション・介護老人保健施設ゆとり通所リハビリテーション・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉通所リハビリテーション・老人保健施設あかまつの里ななえ通所リハビリテーション・介護老人保健施設ジョイウェルズ桔梗通所リハビリテーション・デイサービスセンター松前南殿荘・通所介護事業所知内しおさい園・厚沢町立デイサービスセンター・介護老人保健施設カタセールえさし通所リハビリテーション・介護老人保健施設グランドサン亀田通所リハビリテーション・コミュニティホーム八雲通所リハビリテーション・デイサービスセンターももハウス・小規模多機能型居宅介護事業所あまのこ・小規模多機能型居宅介護事業所まわりまわり・高齢者グループホームあねね・高齢者グループホームこんはこで・老人グループホームシルバーレブリッジ函館あいの里 泉・老人グループホームシルバーレブリッジ函館あいの里・グループホームききょう・七飯町グループホームひだまりの家・グループホームやわらぎ・グループホーム街・グループホームよここびの家・グループホームよここびの家 日吉・グループホームよここびの家 栗原・グループホームよここびの家 住慶・グループホーム高丘・グループホーム香雪園・グループホームあい・グループホーム秋桜・グループホームのぞみ・認知症高齢者グループホームなでこ・ふれあいの里グループホームグース・グループホームおもひで・グループホームおもひで 樫・グループホーム白ゆり・グループホームあい戸倉・生活介護事業所はこだて療育自立支援センターあおやぎ・生活介護事業所はこだて療育自立支援センターともえ・多機能型事業所クッキーハウス・多機能型事業所ワークセンター泉・母子生活支援施設函館市松原母子ホーム・児童発達支援センターつくしんぼ学級・障害者支援施設希望ヶ丘学園・障害者支援施設函館青年寮・障害者支援施設あじの学園・デイサービスあいの里・赤川・デイサービスあいの里松川・デイサービスセンター松涛・デイサービスセンターシンフォニー 指定介護事業所デイサービスセンター花園・デイサービスセンター白ゆり富岡・デイサービスセンター白ゆり美原・介護老人保健施設ゆりのかわ通所リハビリテーション・介護老人保健施設いなほ通所リハビリテーション・デイサービスセンターあんじゅう七重浜・デイサービスセンター谷地頭・デイサービスつれづれ・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗通所リハビリテーション・平山医院通所リハビリセンター・特別養護老人ホームおおぞら・特別養護老人ホームあい亀田港・地域密着型特別養護老人ホームゆうりんⅡみどりまち・特別養護老人ホーム倶有・特別養護老人ホームおおぞらデイサービスセンター・デイサービスセンターながだい・グループホームいしかわ・特別養護老人ホーム桔梗みのりの里・特別養護老人ホーム百楽園・指定通所介護事業所デイサービスセンター百楽園・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり・介護老人保健施設道南森ロイヤルケアセンター・デイサービスセンターのべる手・地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園・生活介護事業所ワークセンターほくと・生活介護事業所第3海星 ふっと・教護施設明和園・教護施設高丘寮</p>
<p>介護実習Ⅱ</p>	<p>個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。</p>	<p>介護老人福祉施設函館共愛会愛泉寮・特別養護老人ホーム幸成園・特別養護老人ホーム函館はくあい園・特別養護老人ホーム厚生園・特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘・森町立特別養護老人ホームさくら園・特別養護老人ホーム恵楽園・特別養護老人ホーム松前南殿荘・特別養護老人ホーム知内しおさい園・特別養護老人ホームかみのくに荘・特別養護老人ホームかみし荘・特別養護老人ホーム豊寿園・特別養護老人ホームあつさぶ荘・特別養護老人ホーム旭ヶ岡の家・特別養護老人ホーム清華園・介護老人保健施設もも太郎・特別養護老人ホームみなみかやべ荘・特別養護老人ホームえさし荘・乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘・渡島リハビリテーションセンター特別養護部・特別養護老人ホームももハウス・特別養護老人ホーム潮寿荘・介護老人福祉施設ゆうりん・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉・介護老人保健施設ジョイウェルズ桔梗・老人保健施設あかまつの里ななえ・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・介護老人保健施設響の杜・介護老人保健施設コミュニティホーム八雲・介護老人保健施設グランドサン亀田・介護老人福祉施設シンフォニー・特別養護老人ホーム松涛・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・介護老人保健施設いなほ・介護老人保健施設ゆとり・介護老人保健施設カタセールえさし・地域密着型特別養護老人ホームゆうりんⅡみどりまち・特別養護老人ホーム倶有・特別養護老人ホーム桔梗みのりの里・特別養護老人ホーム百楽園・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり・介護老人保健施設道南森ロイヤルケアセンター・地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園</p>

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

ア 職業団体等研修

研修名「第17回研究大会in北海道」(連携企業等:日本ケアマネジメント学会)

期間:平成30年5月19日(土)

内容:北の大地から、地域まるごとケアマネジメントの挑戦

研修名「介護協全国教職員研修会」(連携企業等:日本介護福祉士養成施設協会)

期間:平成30年11月28日(水)～11月30日(金)

研修名「実習指導者フォローアップ研修」(連携企業等:公益社団法人北海道社会福祉士会)

期間:平成31年3月16日(土)

内容:個と地域の一体的支援を重視したソーシャルワーク実習プログラムの作成を目指して

イ その他

研修名「法人新任職員フォローアップ研修」(連携企業等:社会福祉法人北ひろしま福祉会)

期間:平成30年7月7日(土)

内容:仕事のやりがいと利用者様の人権について

研修名「留学生受け入れに係る学校視察研修」(連携企業等:旭川福祉専門学校)

期間:平成30年8月6日(月)

内容:留学生受け入れに係る調査研究

研修名「留学生受け入れに係る研修」(連携企業等:穴吹学園)

期間:平成30年10月31日(水)～11月9日(金)

内容:留学生受け入れに係る調査研究

研修名「平成30年度緑愛会 スピーチ大会」(連携企業等:特別養護老人ホーム緑愛会)

期間:平成31年2月22日(金)

内容:事例を通して成長した私

ア 学内・学園研修会

研修名「第1回校内研修」(連携企業等:日本国際語学アカデミー函館校)

期間:平成30年10月30日(火)

内容:ベトナム人留学生説明会・面接会

研修名「第2回校内研修」(連携企業等:穴吹学園)

期間:平成31年1月17日(水)予定

内容:留学生受入れ研修を受けて、現状認識研修を受けて

研修名「DNA研修」(連携企業等:タナベ経営)

期間:平成30年8月7日(火)

内容:西野学園の求める人材像

研修名「進研アド初年度セミナー」(連携企業等:ラーンズ)

期間:平成30年8月7日(火)

内容:専門学校の課題

研修名「現状認識研修」(連携企業等:タナベ経営)

期間:平成30年12月26日(水)～27日(木)

内容:所属部門の現状認識

研修名「平成30年度夏季研修会」(連携企業等:一般社団法人ソシオデザイン)

期間:平成30年8月31日(金)

内容:教師の仕事は未来づくり

研修名「平成30年度冬季研修会」(連携企業等:)

期間:平成31年1月16日(水)

内容:2019年度の方針について

イ 公開授業・授業検討会

研修名「公開授業事前検討会・公開授業・公開授業事後検討会」

期間:平成30年11月16日(金)、平成31年2月22日(金)

内容:全教員が年に一回公開授業を行い、授業内容や授業指導案等について授業前および授業後に全体検討会を実施予定。

### (3) 研修等の計画

#### ① 専攻分野における実務に関する研修等

##### ア 職業団体等研修

研修名「介養協全国教職員研修会」(連携企業等: 日本介護福祉士養成施設協会)

期間: 令和元年10月24日(木)～25日(金)

#### ② 指導力の修得・向上のための研修等

##### ア 学内・学園研修会

研修名「令和元年度夏季研修会」(連携企業等: 学内研修会)

期間: 8月29日(木)

研修名「リーダー研修」

期間: 10月29日(火)

研修名「令和元年度冬季研修会」(連携企業等: 学内研修会)

期間: 1月15日(水)～16日(木)

##### イ 公開授業・授業検討会

研修名「公開授業・公開授業事後検討会」

期間: 2月予定

内容: 全教員が年に一回公開授業を行い、授業内容や授業指導案等について授業後に全体検討会を実施予定。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として卒業生らとともに、各専攻分野企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置した。特に、企業等との密接な連携による取組みを重要と考え、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善を基本方針と考えている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1. 理念・目標・育成人材像は定められているか。 2. 社会のニーズ等を踏まえた学園の将来構想を抱いているか。 3. 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか。
(2)学校運営	4. 目標等に沿った運営方針が策定されているか。 5. 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか。 6. 情報システム等による業務の効率化が図られているか。 7. 学園内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか。 8. 教育活動に関する情報公開が適切になされているか。
(3)教育活動	9. 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 10. 学園行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか。 11. 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか。 12. 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか。 13. 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか。 14. 授業評価の実施、評価体制があるか。 15. 職員の能力開発のための研修が行われているか。 16. クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか。
(4)学修成果	17. 就職率の向上は図られているか。 18. 退学率の低減は図られているか。 19. 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	20. 学生相談に関する体制は整備されているか。 21. 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 22. 保護者と適切に連携しているか。 23. 卒業生への支援体制はあるか。 24. ロングホームルームなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか。 25. 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 26. 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか。
(6)教育環境	27. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 28. 図書室利用の活性化が図られているか。 29. 防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	30. 学生の募集は適正に行われているか。 31. 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。
(8)財務	32. 中長期的に学校の財政基盤は安定していると言えるか。 33. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
(9)法令等の遵守	34. 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 35. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。
(10)社会貢献・地域貢献	36. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 37. 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見については、学科のカリキュラムや授業等の作成・見直し、実習、教職員の研修等の教育活動やその他「教育理念・目的・育成人材像、学生支援」等学校運営の改善に活かせるよう考え取り組んでいる。函館および道南地域における本校の役割を広報する必要性についての意見を受け、地域貢献イベント等の取り組みを行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
廣畑 圭介	国立大学法人北海道教育大学教育学部函館校国際地域学科 講師	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	大学教員
祐川 暢生	社会福祉法人侑愛会 侑愛荘 施設長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
清川 真千子	函館市介護保険課 認定調査員(函館臨床福祉専門学校 社会福祉科 卒業生)	平成31年4月1日～平成32年3月31日(1年)	卒業生
河原 武則	元北海道函館水産高等学校校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	元校長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL:<https://nishino-g.ac.jp/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技能・技術を習得しているのか、また、質の高い教育プログラムを提供するために、学校としてどのような工夫・改善に取り組んでいるのか等の具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信している。さらに、本校の基本的な教育組織に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、本校の教育の質の確保・向上を図ることが重要と考えている。以上のことを情報提供の基本方針として取り組んでいる。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針</li> <li>●校長名、所在地、連絡先等</li> <li>●学校の沿革、歴史</li> </ul>
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収容定員、在学学生数</li> <li>●カリキュラム</li> <li>●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等)</li> <li>●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等</li> <li>●就職率、卒業後の進路(主な就職先)</li> </ul>
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員数</li> </ul>
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャリア教育への取り組み状況</li> <li>●実習等の取り組み状況</li> <li>●就職支援等への取り組み状況</li> </ul>
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校行事への取り組み状況</li> <li>●課外活動(ボランティア活動)</li> </ul>
(6)学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生支援への取り組み状況</li> </ul>
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生納付金の取り扱い(金額、納入時期等)</li> <li>●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)</li> </ul>
(8)学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸借対照表、収支計算書</li> </ul>
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己評価、学校関係者評価の結果</li> <li>●評価結果を踏まえた改善方策</li> </ul>
(10)国際連携の状況	
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校運営の状況に関するその他の情報</li> </ul>

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL:<https://nishino-g.ac.jp/>

## 授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程 介護福祉士科) 平成31年度入学生														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	1通	30		○			○			
○			人間の理解Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1通	30		○			○			
○			社会の理解Ⅰ	個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。	1通	30		○			○			
○			社会の理解Ⅱ	介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。	1通	30		○			○			
○			社会の理解Ⅲ	わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。	2通	30		○			○			
○			福祉住環境	社会保障関連制度についての学習であり、特に介護に必要な介護機器に関する知識や住宅改修についての知識を得る学習とする。	1通	30		○			○			
○			情報処理	数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習であり、特にコンピュータを活用する技術を習得する学習とする。	2通	30		○			○			
○			リハビリテーション論	人間の「身体」の基本的仕組みや介護に関する家族への支援、福祉制度の利用、衣食住、生活等に関する基本的な知識と技術について理解する学習とする。	1通	30		○			○		△	
○			介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を生活の観点から捉えるための学習とする。	1通	60		○			○			
○			介護の基本Ⅱ	介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	1通	60		○			○			

○		介護の基本Ⅲ	介護実習Ⅰで得た知識や経験から「尊厳の保持」「自立支援」という介護の考え方についてより深く知るための学習とする。	2通	60		○		○											
○		コミュニケーション技術Ⅰ	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するための学習とする。	1通	30		○		○			○								
○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	2通	30		○		○			○								
○		生活支援技術Ⅰ-1	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術のひとつとして栄養や食生活に関わる技術や知識について習得する学習とする。	1通	30		○		○										○	
○		生活支援技術Ⅰ-2	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術のひとつとして洗濯や衣生活に関わる技術や知識について習得する学習とする。	1通	30		○		○										○	
○		生活支援技術Ⅱ-1	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術（施設介護及び在宅介護）に関わる技術や知識について習得する学習とする。	1通	90				○			○							○	
○		生活支援技術Ⅱ-2	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術（施設介護及び在宅介護）に関わる技術や知識についてさらに深く習得する学習とする。	2通	30				○			○							○	
○		生活支援技術Ⅲ-1	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術のひとつとして視覚障害、聴覚障害、身体障害に関わる技術や知識について習得する学習とする。	1通	60				○			○							△	○
○		生活支援技術Ⅲ-2	尊厳の保持の観点から、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術のひとつとして認知障害、内部障害、精神障害に関わる技術や知識について習得する学習とする。	1通	60				○			○								○
○		介護過程Ⅰ	他の科目で学習した知識や技術を統合して、2年次の介護実習Ⅱにおいて介護過程を展開し、介護計画を立案できるよう、基本的な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	1通	60				○			○								○
○		介護過程Ⅱ	他の科目及び介護実習Ⅱで学習した知識や技術、経験を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	2通	90				○			○								○

○		介護総合演習 I	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	1通	60		○		○		○							
○		介護総合演習 II	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	2通	60		○		○		○							
○		介護実習 I	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	1通	216				○		○							○
○		介護実習 II	個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	2通	240				○		○							○
○		発達と老化の理解 I	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	1通	30		○				○							○
○		発達と老化の理解 II	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的発展的知識を習得する学習とする。	2通	30		○				○							○
○		認知症の理解 I	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1通	30		○				○							○
○		認知症の理解 II	認知症に関する基礎的応用的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	2通	30		○				○							○
○		障害の理解 I	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1通	30		○				○							○

○		障害の理解Ⅱ	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的応用的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	2通	30		○		○											
○		こころとからだのしくみⅠ	介護技術（身じたく、移動など）の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	1通	30		○		○											
○		こころとからだのしくみⅡ	介護技術（食事、入浴、排せつなど）の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	1通	60		○		○											
○		こころとからだのしくみⅢ	介護技術（睡眠、終末期など）の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	2通	30		○		○											
○		医療的ケア	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。	2通	90		△	○	○											
○		介護福祉総論Ⅰ	介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格水準を確保するために基礎的問題の問題演習を通じて介護福祉士に関する理解を深める。	1通	30		○		○											
○		介護福祉総論Ⅱ	介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格水準を確保するために基礎的問題と応用的問題の問題演習を通じて介護福祉士に関する理解を深める。	2通	90		○		○											
○		文章作成技法	実習記録、報告書等の記述を正確かつ迅速に書く技術を習得することを目的とする。	1通	15		○		○											
合計				38科目		単位時間(2031単位)														

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。